

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人熊本大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、「役員給与規則」において学長にあつては国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、また、学長以外の常勤役員にあつては、同委員会における業績評価及び個々の役員の業務に対する貢献度等を総合的に勘案して賞与(期末特別給)を10%の範囲内で増減できることとしている。なお、平成24年度においては、役員賞与の増減は行っていない。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、常勤役員報酬について、以下の措置を講ずることとした。

- ・実施期間:平成24年7月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:△9.77%減額
- ・諸手当関係の措置の内容:賞与及び地域手当について、△9.77%減額

理事

法人の長に同じ。

理事(非常勤)

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、非常勤理事及び非常勤監事の役員手当について、以下の措置を講ずることとした。

- ・実施期間:平成24年7月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:△9.77%減額

監事

法人の長に同じ。

監事(非常勤)

理事(非常勤)に同じ。

2 役員報酬等の支給状況

| 役名 | 平成24年度年間報酬等の総額 | | | | 就任・退任の状況 | | 前職 |
|------|----------------|--------------|-------------|--------------------|----------|--|----|
| | 報酬(給与) | 賞与 | その他(内容) | 就任 | 退任 | | |
| 法人の長 | 千円 17,136 | 千円 12,555 | 千円 4,581 | 千円 () | | | |
| A理事 | 千円 12,708 | 千円 9,274 | 千円 3,384 | 千円 49 (通勤手当) | | | |
| B理事 | 千円 12,682 | 千円 9,274 | 千円 3,384 | 千円 24 (通勤手当) | | | |
| C理事 | 千円 12,658 | 千円 9,274 | 千円 3,384 | 千円 () | | | |

| | | | | | | | |
|-------------|--------------|-------------|-------------|---|------|-------|---|
| D理事 | 千円 12,682 | 千円 9,274 | 千円 3,384 | 千円 24 (通勤手当) | | | |
| E理事 | 千円 12,310 | 千円 8,006 | 千円 3,066 | 千円 480 (広域異動手当) 756 (単身赴任手当) | | | ◇ |
| 理事 (非常勤) | 千円 3,336 | 千円 3,336 | 千円 0 | 千円 () | | | |
| 監事 | 千円 11,021 | 千円 8,006 | 千円 1,992 | 千円 49 (通勤手当) 480 (広域異動手当) 492 (単身赴任手当) | 4月1日 | 3月31日 | ※ |
| 監事 (非常勤) | 千円 2,273 | 千円 2,224 | 千円 0 | 千円 49 (通勤手当) | | | |

注1: 「広域異動手当」とは、職員が在勤する勤務箇所を異にして異動した場合等において、勤務箇所間及び住居と勤務箇所間の距離がいずれも60キロメートル以上であるときに、当該異動の日から3年を経過する日までの間、勤務箇所間の距離に応じて支給する手当をいう。

注2: 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注3: 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分 | 支給額(総額) | 法人での在職期間 | 退職年月日 | 業績勘案率 | 摘要 | 前職 |
|------|---------|----------|-------|-------|-------|----|
| 法人の長 | 千円 | 年 月 | | | 該当者なし | |
| 理事 | 千円 | 年 月 | | | 該当者なし | |
| 監事 | 千円 | 年 月 | | | 該当者なし | |

注: 「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務の効率化及び効果的な職員配置を行うなど、適切な人員管理を行うことにより、人件費の削減に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与水準については、独立行政法人通則法の準用により「社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めなければならない」とされ、また、閣議決定（H25.1.24）においても、役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう厳しく見直すことを要請されていることから、人事院勧告は職員の給与水準を決定する上で最も有力な参考材料と考えている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績の判定については、職員個々の能力及び勤務成績等が適切に給与に反映するよう努めることとし、勤務成績の判定要素及び勤務成績不良者の判断基準を明確に示すことで公正、かつ、透明性の高い人事評価システムを構築することとしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

| 給与種目 | 制度の内容 |
|--------------|---|
| 給与：昇給 | 平成18年度に国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与制度の見直しを行ったことにより、平成24年度（平成25年1月）においては、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの勤務成績に応じて、0～8号給（55歳以上の者は0～4号給）の範囲内で昇給させることができるものとした。 |
| 給与：昇格 | 勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができることとしている。 |
| 賞与：勤勉手当（査定分） | 基準日（6月1日及び12月1日）以前6か月以内の期間における人事評価の結果、勤務成績等を踏まえ、これらの勤務成績に応じた支給割合（成績率）を適切に反映させることとしている。 |

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

1. 平成24年4月1日改正

医学部附属病院に勤務する医療職(一)適用職員

- ・専門技師等に対して専門技師等手当を新設(専門技師 月額5,000円 認定技師 月額3,000円)
 - ・中央手術部及び血液浄化療法部で勤務する臨床工学技士に危険業務手当を新設(月額9,200円)
- 放射線取扱手当を日額制から月額制へ改定(日額230円 → 月額7,000円)

2. 平成24年8月1日改正

(1) 人事院勧告相当分

① 基本給表の改定

中間層以上の基本給を中心に平均△0.23%引き下げ(△300円～△2,700円)

② 調整基本額の改定

一般職(一)7級、一般職(一)9級、教育職(一)5級、教育職(三)4級に係る調整基本額の引き下げ(△100円)

③ 平成24年4月1日における若手職員の号給調整

(2) 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、常勤職員の給与について、以下の措置を講ずることとした。

・実施期間:平成24年8月～平成26年3月

・俸給表関係の措置の内容:基本給表の職務の級に応じて△9.77%～△4.77%減額

・諸手当関係の措置の内容

・特別都市手当、広域異動手当及び1時間あたりの給与額:

基本給表の職務の級に応じて△9.77%～△4.77%減額

・管理職手当:△10%減額

・期末手当及び勤勉手当:△9.77%減額

(2) 医学部附属病院に勤務する医療技術職員、看護師、技能職員及び教育学部附属学校の教員に対し、特例減額支給による減額分相当額の業務特例手当を支給

3. 平成24年11月20日改正(H24.10.1から適用)

医学部附属病院において、

・臨床研修指導を行う医師に対し、指導医手当を新設(月額5,000円～15,000円)

・診療録の監査及び指導に当たる医師に対し、監査担当医師手当を新設(月額5,000円)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 平成24年度の年間給与額(平均) | | | |
|----------------------|------------|-----------|------------------|-------------|-----------|-------------|
| | | | 総額 | うち所定内 | | うち賞与 |
| | | | | うち通勤手当 | | |
| 常勤職員 | 人 1,694 | 歳 45.3 | 千円 6,450 | 千円 4,812 | 千円 53 | 千円 1,638 |
| 事務・技術 | 人 416 | 歳 42.9 | 千円 5,069 | 千円 3,823 | 千円 64 | 千円 1,246 |
| 教育職種 (大学教員) | 人 817 | 歳 49.5 | 千円 7,858 | 千円 5,825 | 千円 51 | 千円 2,033 |
| 医療職種 (病院医師) | 人 該当者なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 医療職種 (病院看護師) | 人 304 | 歳 38.3 | 千円 4,876 | 千円 3,660 | 千円 37 | 千円 1,216 |
| 技能・労務職種 | 人 12 | 歳 49.2 | 千円 5,193 | 千円 3,900 | 千円 100 | 千円 1,293 |
| 教育職種 (附属高校教員) | 人 20 | 歳 43.2 | 千円 6,935 | 千円 5,258 | 千円 66 | 千円 1,677 |
| 教育職種 (附属義務教育学校教員) | 人 39 | 歳 43.7 | 千円 6,730 | 千円 5,100 | 千円 62 | 千円 1,630 |
| 医療職種 (病院医療技術職員) | 人 81 | 歳 42.2 | 千円 5,275 | 千円 3,956 | 千円 62 | 千円 1,319 |
| その他医療職種 (医療技術職員) | 人 3 | 歳 39.2 | 千円 4,556 | 千円 3,479 | 千円 53 | 千円 1,077 |
| その他医療職種 (看護師) | 人 2 | 歳 — | 千円 — | 千円 — | 千円 — | 千円 — |

| | | | | | | |
|--------------------|------------|-----------|-------------|-------------|----------|-------------|
| 非常勤職員 | 人 455 | 歳 33.3 | 千円 4,269 | 千円 3,416 | 千円 39 | 千円 853 |
| 事務・技術 | 人 49 | 歳 40.4 | 千円 3,168 | 千円 2,438 | 千円 92 | 千円 730 |
| 教育職種 (大学教員) | 人 23 | 歳 39.2 | 千円 4,991 | 千円 3,962 | 千円 18 | 千円 1,029 |
| 医療職種 (病院医師) | 人 該当者なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 医療職種 (病院看護師) | 人 251 | 歳 29 | 千円 3,911 | 千円 2,996 | 千円 28 | 千円 915 |
| 技能・労務職種 | 人 9 | 歳 52.7 | 千円 3,677 | 千円 2,820 | 千円 72 | 千円 857 |
| 医療職種 (病院医療技術職員) | 人 62 | 歳 31.2 | 千円 3,921 | 千円 3,006 | 千円 45 | 千円 915 |
| 診療助手 (年俸制適用あり) | 人 5 | 歳 37.1 | 千円 5,022 | 千円 5,022 | 千円 18 | 千円 0 |

| | | | | | | |
|---------------------|----|------|-------|-------|-----|-------|
| 特定事業教員 (年俸制適用なし) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 2 | — | — | — | — | — |
| 特定事業教員 (年俸制適用あり) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 8 | 36.8 | 7,113 | 7,113 | 26 | 0 |
| 寄附講座教員 (年俸制適用なし) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 14 | 44.1 | 6,943 | 5,260 | 42 | 1,683 |
| 寄附講座教員 (年俸制適用あり) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 25 | 45.1 | 7,522 | 7,522 | 41 | 0 |
| コーディネーター | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 4 | 33.8 | 4,862 | 3,702 | 122 | 1,160 |
| 非常勤教員 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 3 | 42.5 | 6,233 | 4,835 | 16 | 1,398 |

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 在外職員、任期付職員及び再任用職員は該当者がいないため、表の作成を省略した。

注3: 常勤職員の「その他医療職種(看護師)」及び非常勤職員の「特定事業教員(年俸制適用なし)」については、該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員以外は記載していない。

注4: 常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員をいう。

注5: 常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属小・中学校教員及び附属幼稚園教員をいう。

注6: 常勤職員の「その他医療職種(医療技術職員)」とは、病院以外に勤務する臨床検査技師、視能訓練士、言語聴覚士をいう。

注7: 常勤職員の「その他医療職種(看護師)」とは、病院以外に勤務する看護師をいう。

注8: 非常勤職員の「技能・労務職種」とは、看護助手、教務助手及び自動車運転手をいう。

注9: 非常勤職員の「診療助手」とは、病院において医員及び医員(研修医)の指導、臨床教育の補助並びに診療に従事し、必要に応じ、診療に関する研究に従事する職員をいう。

注10: 非常勤職員の「特定事業教員」とは、外部資金等による特別事業又は教育研究プロジェクト事業等において、研究又は研究支援を行うほか、当該研究又は研究支援の分野に属する授業、研究指導又は授業補助に従事する職員をいう。

注11: 非常勤職員の「寄附講座教員」とは、寄附講座における教育研究に従事するほか、当該寄附講座における教育研究の遂行に支障のない範囲で、教育、研究又は診療に従事する職員をいう。

注12: 非常勤職員の「コーディネータ」とは、研究活動を円滑に推進するために必要な情報収集、企画及びマネジメントの業務に従事する職員をいう。

注13: 非常勤職員の「非常勤教員」とは、研究指導、講義、演習その他教育を担当し、又は外部資金等による研究プロジェクト推進業務に従事する職員をいう。

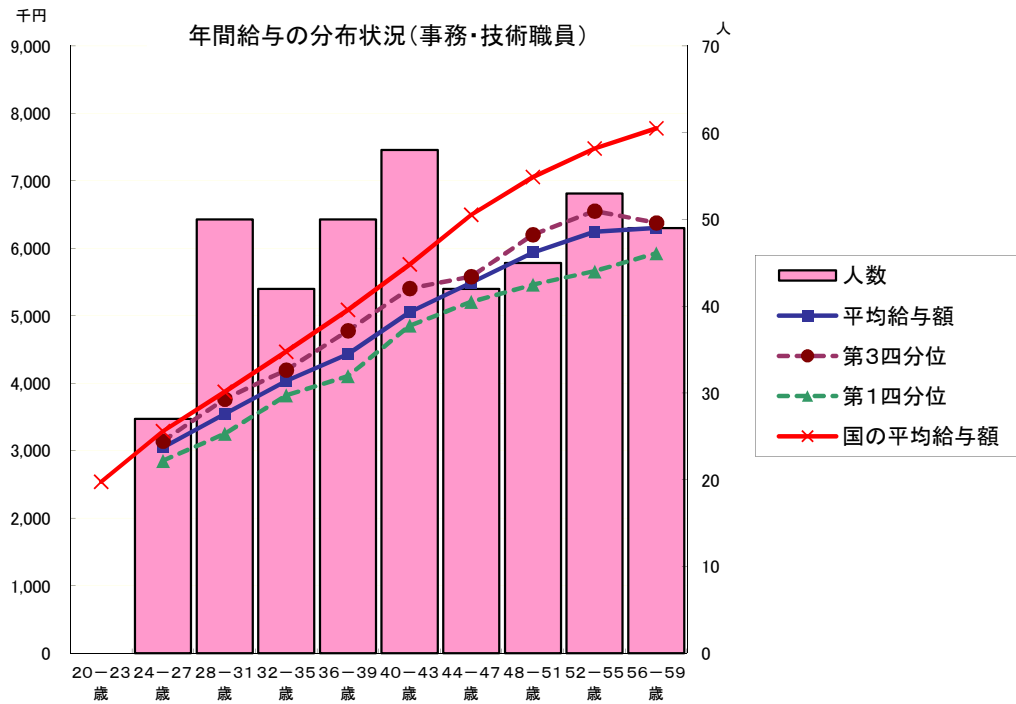
[年俸制適用者]

| | | | | | | |
|---------------------|----|------|-------|-------|----|----|
| 非常勤職員(年俸制) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 38 | 42.3 | 7,107 | 7,107 | 35 | 0 |
| 診療助手 (年俸制適用あり) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 5 | 37.1 | 5,022 | 5,022 | 18 | 0 |
| 特定事業教員 (年俸制適用あり) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 8 | 36.8 | 7,113 | 7,113 | 26 | 0 |
| 寄附講座教員 (年俸制適用あり) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 25 | 45.1 | 7,522 | 7,522 | 41 | 0 |

注1: 常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員は該当者がいないため表の作成を省略した。

注2: 非常勤職員の「特定事業教員」及び「寄附講座教員」については、「特定事業教員」及び「寄附講座教員」のうち年俸制が適用される者のみについて表を作成した。

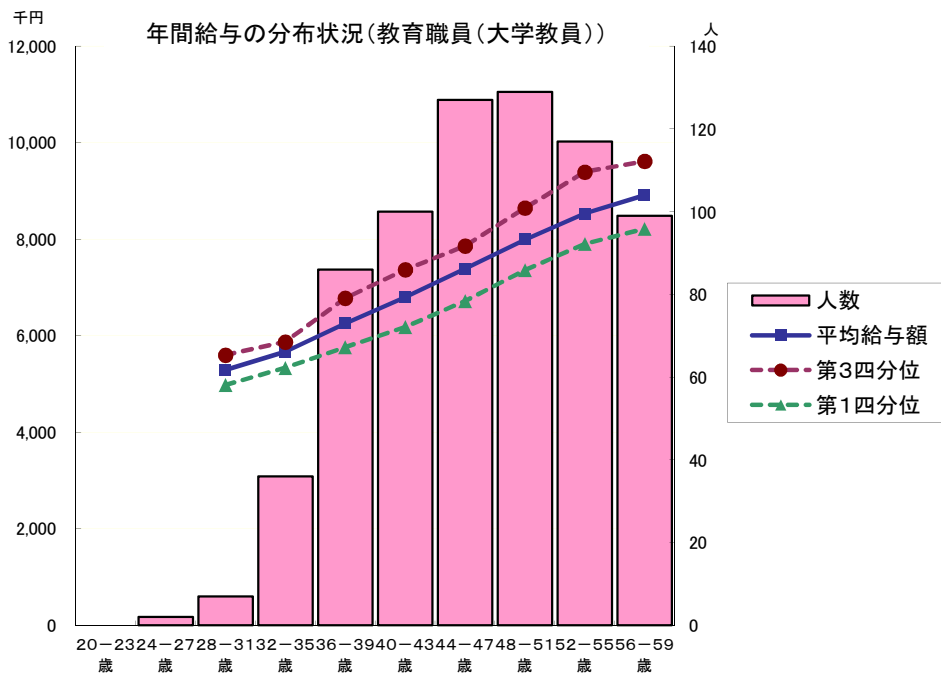
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 四分位 | | |
|-------------|-----|------|-------|-------|-------|
| | | | 第1四分位 | 第3四分位 | |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 部長 | 5 | 57.1 | 7,413 | 8,695 | 8,956 |
| 課長 | 22 | 54.3 | 7,073 | 7,414 | 7,747 |
| 副課長 | 44 | 53.9 | 6,064 | 6,214 | 6,382 |
| 係長 | 179 | 46.9 | 5,111 | 5,390 | 5,668 |
| 主任 | 50 | 39.6 | 4,109 | 4,498 | 4,727 |
| 係員 | 116 | 31.1 | 3,207 | 3,557 | 3,825 |

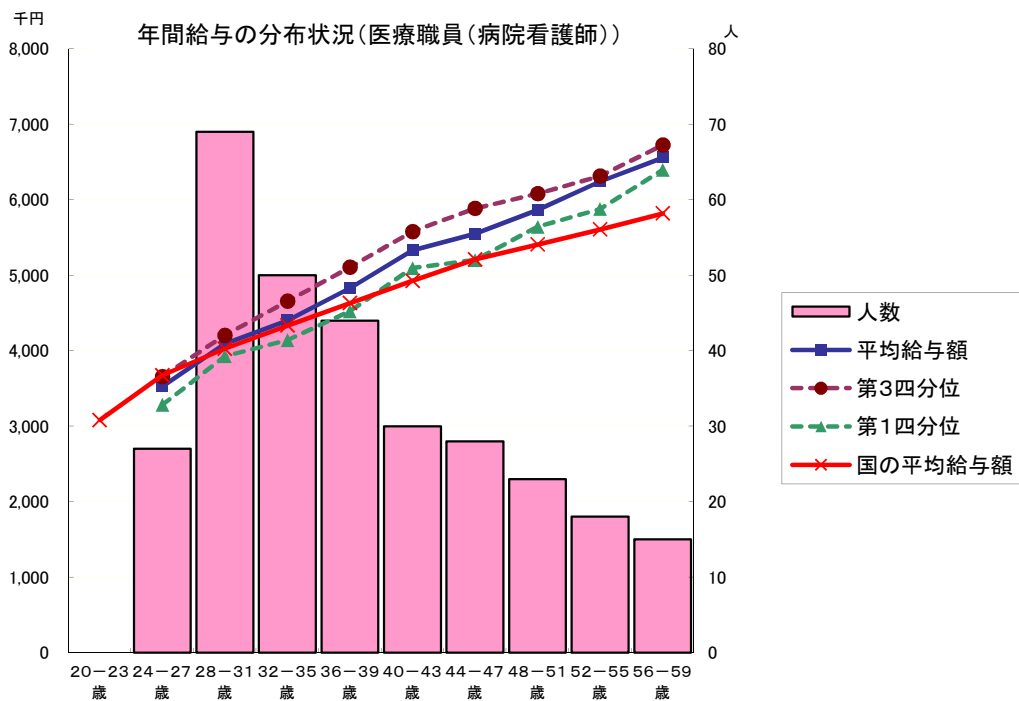


注：年齢24～27歳の該当者は2名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額については表示していない。

(教育職員(大学教員))

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 四分位 | | 平均 | 四分位 | |
|-------------|-----|------|-------|-------|-------|------|------|
| | | | 第1分位 | 第3分位 | | 第1分位 | 第3分位 |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 教授 | 319 | 56.1 | 8,615 | 9,260 | 9,800 | | |
| 准教授 | 252 | 47.7 | 7,132 | 7,492 | 7,931 | | |
| 講師 | 71 | 47.1 | 6,712 | 7,055 | 7,585 | | |
| 助教 | 174 | 41.2 | 5,602 | 5,925 | 6,263 | | |
| 助手 | 1 | — | — | — | — | — | — |

注1：助手については、該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は記載していない。



(医療職員(病院看護師))

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 四分位 | | 平均 | 四分位 | |
|-------------|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 第1分位 | 第3分位 | | 第1分位 | 第3分位 |
| 看護部長 | 1 | — | — | — | — | — | — |
| 副看護部長 | 3 | 54.8 | — | — | 7,286 | — | — |
| 看護師長 | 30 | 51.0 | 6,030 | 6,255 | 6,255 | 6,530 | 6,530 |
| 副看護師長 | 63 | 42.9 | 4,904 | 5,410 | 5,410 | 5,882 | 5,882 |
| 看護師 | 207 | 34.8 | 3,990 | 4,407 | 4,407 | 4,854 | 4,854 |

注1: 看護部長については、該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は、記載していない。

注2: 副看護部長については、該当者が3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位の年間給与額は記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

○事務・技術職員

| 区分 | 計 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 |
|------------------------|-----|-------|-------------|-------------|--------------|--------------------|
| 標準的な職位 | | | 部長 | 部長 | 部長 課長 | 課長 副課長 技術専門員 |
| 人員 (割合) | 416 | 該当者なし | 1 (0.2%) | 2 (0.5%) | 14 (3.4%) | 29 (7.0%) |
| 年齢(最高 ～最低) | | 歳 | 歳 | ～ | 59～45 | 59～49 |
| 所定内給与 年額(最高～ 最低) | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | | ～ | ～ | ～ | 5,476～6,943 | 4,269～5,566 |
| 年間給与額 (最高～最低) | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | | ～ | ～ | ～ | 7,208～8,847 | 5,792～7,299 |

| 区分 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 |
|------------------------|--------------------|--------------------|------------------|--------------|
| 標準的な職位 | 副課長 係長 技術専門員 | 係長 主任 技術専門職員 | 主任 係員 技術職員 | 係員 技術職員 |
| 人員 (割合) | 54 (13.0%) | 181 (43.5%) | 101 (24.3%) | 34 (8.2%) |
| 年齢(最高 ～最低) | 59～47 | 59～34 | 48～27 | 39～24 |
| 所定内給与 年額(最高～ 最低) | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 3,926～6,059 | 2,959～4,469 | 2,325～3,756 | 2,080～2,871 |
| 年間給与額 (最高～最低) | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 5,334～7,922 | 3,938～5,959 | 3,104～4,911 | 2,734～3,659 |

注：8級及び7級については、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

○教育職員(大学教員)

| 区分 | 計 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 |
|------------------------|-----|----------------|----------------|--------------|----------------|--------------|
| 標準的な職位 | | 教授 | 准教授 | 准教授 講師 | 助教 助手 | 教務職員 |
| 人員 (割合) | 817 | 318 (38.9%) | 253 (31.0%) | 71 (8.7%) | 175 (21.4%) | 該当者なし () |
| 年齢(最高 ～最低) | | 64～39 | 64～33 | 63～30 | 60～26 | ～ |
| 所定内給与 年額(最高～ 最低) | | 5,609～9,366 | 4,190～6,519 | 3,756～6,192 | 2,702～5,326 | ～ |
| 年間給与額 (最高～最低) | | 7,648～12,230 | 5,531～8,644 | 5,014～8,285 | 3,965～6,848 | ～ |

○医療職員(病院看護師)

| 区分 | 計 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 |
|------------------------|-----|-------|-------------|-------------|---------------|---------------|----------------|--------------|
| 標準的な職位 | | 看護部長 | 看護部長 | 副看護部長 | 副看護部長 看護師長 | 看護師長 副看護師長 | 看護師 助産師 | 准看護師 |
| 人員 (割合) | 304 | 該当者なし | 1 (0.3%) | 3 (1.0%) | 28 (9.2%) | 65 (21.4%) | 207 (68.1%) | 該当者なし () |
| 年齢(最高 ～最低) | | ～ | ～ | 58～47 | 58～41 | 59～31 | 59～24 | ～ |
| 所定内給与 年額(最高～ 最低) | | ～ | ～ | 5,290～5,565 | 3,932～5,050 | 3,054～4,782 | 2,448～4,728 | ～ |
| 年間給与額 (最高～最低) | | ～ | ～ | 7,056～7,505 | 5,419～6,827 | 4,121～6,607 | 3,235～6,314 | ～ |

注：6級については、該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

○事務・技術職員

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | % 62.8 | % 65.1 | % 63.9 |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | % 37.2 | % 34.9 | % 36.1 |
| | 最高～最低 | % 47.6～32.8 | % 44.2～30.3 | % 45.9～31.5 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | % 64.3 | % 66.7 | % 65.5 |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | % 35.7 | % 33.3 | % 34.5 |
| | 最高～最低 | % 41.8～31.6 | % 39.0～28.7 | % 40.4～30.4 |

○教育職員(大学教員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | % 61.5 | % 64.4 | % 62.9 |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | % 38.5 | % 35.6 | % 37.1 |
| | 最高～最低 | % 48.6～32.9 | % 45.2～30.6 | % 46.1～31.9 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | % 64.4 | % 66.8 | % 65.6 |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | % 35.6 | % 33.2 | % 34.4 |
| | 最高～最低 | % 44.8～31.8 | % 47.8～29.3 | % 46.4～30.6 |

○医療職員(病院看護師)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | % 58.2 | % 60.2 | % 59.2 |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | % 41.8 | % 39.8 | % 40.8 |
| | 最高～最低 | % 45.2～37.7 | % 41.8～39.0 | % 43.4～38.4 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | % 62.4 | % 65.0 | % 63.8 |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | % 37.6 | % 35.0 | % 36.2 |
| | 最高～最低 | % 41.8～32.2 | % 39.0～29.7 | % 40.4～30.9 |

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

対国家公務員(行政職(一)／医療職(三))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

| |
|------|
| 85.8 |
| 94.4 |

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

| |
|------|
| 93.9 |
|------|

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))
対他の国立大学法人等

| |
|-------|
| 104.8 |
| 97.9 |

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

| 項目 | 内容 | |
|-------------------------|--|--|
| 指数の状況 | 対国家公務員 85.8 | |
| | 参考 | 地域勘案 93.6 学歴勘案 84.8 地域・学歴勘案 93.1 |
| 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由 | 【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であるとする。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。 | |
| 給与水準の適切性の検証 | 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.3% (国からの財政支出額 19,582百万円、支出予算の総額 53,994百万円：平成24年度予算) | |
| | 【検証結果】 本学の給与水準は、「職員の給与水準について、社会一般の情勢に適合しなければならない」旨定めた、独立行政法人通則法及び閣議決定の趣旨に則り、基本的に国家公務員の給与水準を参考としていることから、本学の給与水準は適切であるとする。 | |
| 講ずる措置 | 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算) | |
| | 【検証結果】 _____ | |
| 講ずる措置 | 引き続き国家公務員の給与水準を参考としていく。 | |

○医療職員(病院看護師)

| 項目 | 内容 | |
|-------------------------|--|---|
| 指数の状況 | 対国家公務員 104.8 | |
| | 参考 | 地域勘案 107.4 学歴勘案 104.8 地域・学歴勘案 106.9 |
| 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由 | 平成24年国家公務員給与等実態調査の「適用俸給表別、性別、最終学歴別人員」による医療職俸給表(三)適用者の最終学歴は、大学卒3.9%、短大卒86.5%、高校卒9.6%であるのに対し、本学は大学卒39.5%、短大卒60.5%と大学卒の割合が高いこと、また、特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、給与の臨時減額支給を行ったが、看護師確保の観点から特別な配慮が必要であると判断し、代償措置として減額分相当額の業務特例手当を支給したことにより、対国家公務員指数を上回ったと考えられる。 | |
| 給与水準の適切性の検証 | 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であるとする。 | |
| | 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.3% (国からの財政支出額 19,582百万円、支出予算の総額 53,994百万円：平成24年度予算) | |
| 講ずる措置 | 【検証結果】 本学の給与水準は、「職員の給与水準について、社会一般の情勢に適合しなければならない」旨定めた、独立行政法人通則法及び閣議決定の趣旨に則り、基本的に国家公務員の給与水準を参考としていること、看護師確保等病院経営上の観点から、本学の給与水準は適切であるとする。 | |
| | 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算) | |
| 講ずる措置 | 【検証結果】 _____ | |
| | 引き続き国家公務員の給与水準を参考としていく。 | |

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 94.6

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

III 総人件費について

| 区 分 | 当年度 (平成24年度) | 前年度 (平成23年度) | 比較増△減 | 中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減 |
|---------------------|------------------|------------------|------------------------------|------------------------------|
| 給与、報酬等支給総額 (A) | 千円 13,629,112 | 千円 14,123,691 | 千円 (%) △ 494,579 (△3.5) | 千円 (%) △ 960,522 (△6.6) |
| 退職手当支給額 (B) | 千円 1,412,617 | 千円 1,192,176 | 千円 (%) 220,441 (18.5) | 千円 (%) 79,066 (5.9) |
| 非常勤役員等給与 (C) | 千円 6,652,649 | 千円 6,313,522 | 千円 (%) 339,127 (5.4) | 千円 (%) 755,583 (12.8) |
| 福利厚生費 (D) | 千円 2,625,497 | 千円 2,548,454 | 千円 (%) 77,043 (3.0) | 千円 (%) 166,196 (6.8) |
| 最広義人件費 (A+B+C+D) | 千円 24,319,876 | 千円 24,177,843 | 千円 (%) 142,033 (0.6) | 千円 (%) 40,324 (0.2) |

注1: 「非常勤役員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2: 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

○ 「給与、報酬等支給総額」については、人員管理方策の改善や特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、給与の臨時減額支給を行ったことにより、平成24年度においては、対前年度比△3.5% (△494,579千円)の削減となった。

* 特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連する給与減額支給による削減額について
削減額合計 △517,926千円

内訳

常勤役員 △5,995千円、非常勤役員 △390千円、事務・技術 △131,156千円、
教育職種(大学教員) △377,925千円、その他医療職種(医療技術職員) △316千円、
その他医療職種(看護師) △402千円、再雇用職員 △1,738千円

○ 「退職手当支給額」については、退職者が増加したことから、対前年度比18.5%(220,441千円)の増加となった。

* 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく削減額について

削減額合計 △57,228千円

内訳

事務・技術 △13,550千円、教育職種(大学教員) △33,203千円、
医療職種(病院看護師) △5,364千円、教育職種(附属高校教員) △2,958千円

※技能・労務職種及び医療職種(病院医療技術職員)については、該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、削減額は記載していない。

○ 「非常勤役員等給与」については、運営費交付金によらない看護師、医療技術職員、外部資金等による有期雇用職員の雇用増加及び賞与引当金の繰入により対前年度比5.4%(339,127千円)の増加となった。

○ 「福利厚生費」については、給与、報酬等支給総額は削減されたものの、非常勤役員等給与の増加に伴い、対前年度比3.0%(77,043千円)の増加となった。

○ 「最広義人件費」については、上記により、対前年度比0.6%(142,033千円)の増加となった。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき平成25年1月から、役員職員の退職手当については、以下の措置を講ずることとした。

「在職期間1月につき退職時の基本給月額に100分の12.5を乗じて得た額」を
「在職期間1月につき退職時の基本給月額に100分の12.5を乗じて得た額に100分の87の調整率を乗じて得た額」に改正する。

ただし、経過措置として国の改正に準じて調整率を段階的に引き下げる